

高知県高校生通学費給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県高校生通学費給付金(以下「給付金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高知県立高等学校の全日制及び定時制(以下「県立高校」という。)に公共交通機関を利用して通学している生徒が公共交通機関の通学用定期券購入の際に要した経費の一部を補助することにより、中山間地域等の高等学校の生徒数確保を目的として、予算の範囲内で給付金を給付する。

(支援対象者、支援対象経費及び支援額)

第3条 支援対象者、支援対象経費、支援額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された給付額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(給付金の給付の申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする者は、当該通学用定期券の有効期間の最終日から起算して30日前(有効期間が1カ月の定期券は10日前)から30日を経過する日の間又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を在学する高等学校に提出しなければならない。また、高等学校の長は提出された申請書の記載内容を確認のうえ、速やかに高知県教育長(以下「教育長」という。)に送付するものとする。

(1) 高知県高校生通学費給付金給付申請書(兼実績報告書)(別記様式1)

(2) 誓約書(別記様式2)

(3) 県税の滞納がないことを証する証明書(県税の完納証明書)

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(別記様式3)及び本人確認書類の写し

(4) 振込先銀行口座(申請者名義に限る)の通帳の写し

(給付金の給付の決定及び給付金額の確定)

第5条 教育長は前条の規定による給付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、給付金を給付することが適当であると認めたときは、給付すべき給付金の額を確定し、当該申請をした者に在学する県立学校長を経由して通知するとともに給付金を給付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合又は県税等の滞納がある場合を除く。

(給付の条件)

第6条 給付金の給付の目的を達成するため、給付金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 定期券の購入に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(給付金の給付の決定の取消し及び返還)

第7条 教育長は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、給付金の額の確定の有無にかかわらず、給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により給付金の給付決定を受けた場合
- (4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(情報の開示)

第8条 給付金の給付又は給付決定者に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

支援対象者	支援対象経費(※1)	支援額
<p>以下の高知県立高等学校の全日制又は定時制に公共交通機関を利用して通学する生徒</p> <p>室戸高等学校、中芸高等学校、城山高等学校、嶺北高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、高岡高等学校、高知海洋高等学校(専攻科を除く)、佐川高等学校、窪川高等学校、檜原高等学校、四万十高等学校、大方高等学校、中村高等学校西土佐分校、宿毛工業高等学校、宿毛高等学校、清水高等学校</p>	<p>・令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間の公共交通機関の通学用定期券購入代金(※2)</p>	<p>支援対象経費の1/2以内</p>

※1 (1) 定期券の原本を確認できる場合のみ、給付の対象とする。原本を確認できない場合は、給付の対象外とする。
 (2) 市町村が同趣旨の補助又は給付を行っている場合については、給付対象者がその補助等を受けているか否かにかかわらず、当該補助金等の額を減じた額を支援対象経費とする。また、市町村が構成員となっている協議会等が補助又は給付を行っている場合も同様とする。

※2 支援対象の公共交通機関は路面電車、路線バス、鉄道及び船舶とする。また、支援対象期間外を含む通学用定期券については、対象期間に係る購入代金を日割りで算出するものとする。

別表第2（第5条、第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。